令和2年3月30日(令和元年(2019年)度第38号)



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府 県・指定都市保育士会事務局に送付しています。 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全 国 保 育 士 会 事 務 局

〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

Mail hoikushikai@shakyo.or.jp http://www.z-hoikushikai.com

### <ニュースの内容>

- 『これって虐待? ~子どもの笑顔を守るために』(保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック)のご案内
- 「体罰等によらない子育てのために」ポスター・パンフレット・リーフレットについて (厚生労働省)
- 社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知に ついて(厚生労働省)
- 「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について(厚生労働省等)
- 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の創設」に係る保育所等の保護者に向けた周知について(厚生労働省)
- 時間外労働の上限規制(中小企業)について「わかりやすい説明」資料を公表(厚生労働省)

# ◆ 『これって虐待? ~子どもの笑顔を守るために~』 (保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック) のご案内



全国保育士会では、保育所・認定こども園等(以下、保育所等)で働く保育者が、その専門性を活かして児童虐待防止に取り組むことが重要と考え、児童虐待に対する保育者の理解を深めるとともに、「保育所等において、児童虐待予防および早期発見のために何ができるか」を考えるための研修用ワ

ークブック『これって虐待?~子どもの笑顔を守るために~』 を作成しました。

近年、児童相談所および市町村の児童虐待相談対応件数の 増加や、地域におけるつながりの希薄化等による子育て家 庭の孤立が社会的な問題となっています。

保育所等で働く保育者は、保護者や子どもと日常的に接する立場にあるため、子どもや保護者のささいな変化に気づくことができ、その専門性を活かした支援を行うことで、児童虐待の予防や早期発見につなぐことができます。

しかし、児童虐待に関する 知識や園内の体制整備が充分 でなかったり、また、関係機 関との連携がうまくできていな かったり等の理由で、適切な支 援が難しいと感じる保育者も少 なくないのではないでしょうか。

本冊子では、虐待が疑われる様子に気づくためのポイントや虐待が疑われる子どもとのかかわり方、また、自園の子どもと保護者について考えるためのワークシート等を掲載しています。

ぜひ、各都道府県・指定都市保育士会や 自治体での研修、また園内研修等での資料としてご活用くだ さい。

なお、本冊子は、本会機関誌『**保育士会だより** 5 月号』に同封して、本会会員が 所属する施設に 1 部お送りいたします。

また、本冊子は、本会ホームページからも全ページダウンロードいただけます。

### ■全国保育士会ホームページ

>発行書籍・パンフレット等のご案内>パンフレット・報告書・チラシ http://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html

QR コードはこちら→



# ◆ 「体罰等によらない子育てのために」ポスター・ パンフレット・リーフレットについて(厚生労働省)

令和元年 6 月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者や児童福祉施設の長等は、 児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないこととされ、令和 2 年 4 月から施 行されます。

厚生労働省では、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考え、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的に、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を設置し、令和 2年 2月 18日に「体罰等によらない子育てのために」を公表しました(委員ニュース 180.29 参照)。

令和2年3月18日、体罰等によらない子育てをすすめるために、ポスター・パンフレット・リーフレットが公開されました。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 児童虐待防止対策 > 体罰等によらない子育てのために <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html</a>







# ◆ 社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス 集団発生防止に係る注意喚起の周知について (厚生労働省)

令和2年3月25日、厚生労働省は各都道府県宛てに標記事務連絡を発出しました。 これは、保育所・認定こども園等を含めた社会福祉施設の職員に対し、改めて感 染症拡大防止への注意喚起を呼びかけるものです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発生をする密接場面」とされており、社会福祉施設等の職員においては、「『密』を避けて外出しましょう!」も踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける、などの対応を徹底するよう求められています。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「35」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 09762.html



## ◆ 「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の 設置等について(厚生労働省)

令和2年3月25日、厚生労働省は各都道府県宛てに標記事務連絡を発出しました。

これは、「介護施設等に対する布製マスクの配布について」(令和 2 年 3 月 18 日厚生労働省等事務連絡)(委員ニュース No.36 参照)に基づく布製マスクに関し、「電話相談窓口」を設置すること、および布製マスクに同封するお知らせ文を知らせるものです。

お知らせ文には、布製マスクの洗濯方法や洗濯回数などが示されています。

### 布製マスクの配布に関する電話相談窓口

電話番号:0120-829-178

相談受付時間:午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

相談内容:

- ・自治体、施設・事業者、利用者等からの布製マスクの配布に関する問い合 わせについては上記相談窓口をご利用いただきますようお願いいたします。
- ・<u>マスクが届いていない旨のお問い合わせにつきましては、4月11日以降、</u> 上記相談窓口あてお問い合わせください。

本文およびお知らせ文の詳細は下記ホームページの「36」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 09762.html

# ◆ 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の創設」に係る保育所等の保護者に向けた周知について(厚生労働省)

令和2年3月27日、厚生労働省は都道府県・指定都市・中核市宛てに標記事務連絡を発出しました。

これは、新型コロナウイルスの影響による保育所等の臨時休業等に伴い、子どもの世話が必要になったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援す

るための、「委託を受けて個人で仕事をする方」(個人の事業を営む子どもの保護者) 向けの支援について、令和2年3月18日から「学校等休業助成金・支援金センター」において申請書の受付を開始している旨の周知を依頼するものです。

本文の詳細は下記ホームページの「37」および「37」下の【参考資料】をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_09762.html

# ◆ 時間外労働の上限規制(中小企業)について 「わかりやすい説明」資料を公表(厚生労働省)

令和2年3月25日、厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室は、 時間外労働の上限規制について「わかりやすい解説」資料を公表しました。

これは、大企業には 2019 年 4 月から適用されていますが、中小企業には 2020 年 4 月から適用されることから、改めて内容等を周知するものです。

(厚生労働省資料から全国保育士会事務局抜粋)

### 法改正のポイント

- 〇 時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、
  - ・時間外労働・・・年 720 時間以内
  - ・時間外労働+休日労働・・・月 100 時間未満、2~6 か月平均 80 時間以内とする必要があります。
- $\bigcirc$  原則である月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月までです。
- 法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間 で判断されます。
- 大企業への施行は2019年4月ですが、中小企業への適用は1年猶予され2020 年4月となります。
- ■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 社会保障全般 > 社会保障全般分野のトピックス > 厚生労働省関係の主な制度変更(令和2年4月)について

□雇用·労働関係

時間外労働の上限規制(中小企業)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198659 00006.html わかりやすい解説 (PDF ファイル)

https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf

これに関連して、厚生労働省は<u>「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について」(厚生労働省発基 0317 第 17 号、令和 2 年 3 月 17 日)</u>(「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染症拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について(周知)」(事務連絡、令和 2 年 3 月 17 日))を発出しています。改めてご確認ください。

(抜粋および下線、全国保育士会事務局)

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉 施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について

### (前略)

この次官通知中、記の2の「新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合及び新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合」は例示であり、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断されるものではありますが、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、対象になり得るものであります。

(後略)

### 別添

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた 中小企業等への対応について

- 1 中小企業等への配慮
- 2 労働基準法第33条の解釈の明確化

労働基準法第33条第1項では、災害等による臨時の必要がある場合においては、労働基準監督署長の許可を受けて、又は事後の届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができると規定されている。

これについては、新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する

場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合又は新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合等が対象になり得るものであること。

- 3 1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化
- 4 36 協定の特別条項の考え方の明確化

今般の新型コロナウイルス感染症の状況については、36 協定の締結当時には想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36 協定の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症とするものであることが明記されていなくとも、一般的には特別条項の理由として認められるものであること。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「31」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ 〉 政策について 〉 分野別の政策一覧 〉 子ども・子育て〉子ども・子育て支援 〉 保育関係 〉 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_09762.html